

屋外型トレーニングセンター駐車場等整備工事

2025年度

株式会社 NTT ファシリティーズ 一級建築士事務所九州支店

PM/課長	PC/主査	担当	担当
山元			

承認欄/PM

屋外型トレーニングセンター駐車場等整備工事

2025年度
NTTファシリティーズ一級建築士事務所九州支店

[illegible]

案 内 図 (付 近 見 取 図)

S= No Scale

43条2項2号許可通路

対象敷地：宮崎市山崎町浜山 415-87 415-116

フェニックス
シーガイア・リゾート

噴水公園

臨地立体駐車場

参 照：国土地理院地図

[illegible]

[illegible]

[illegible]

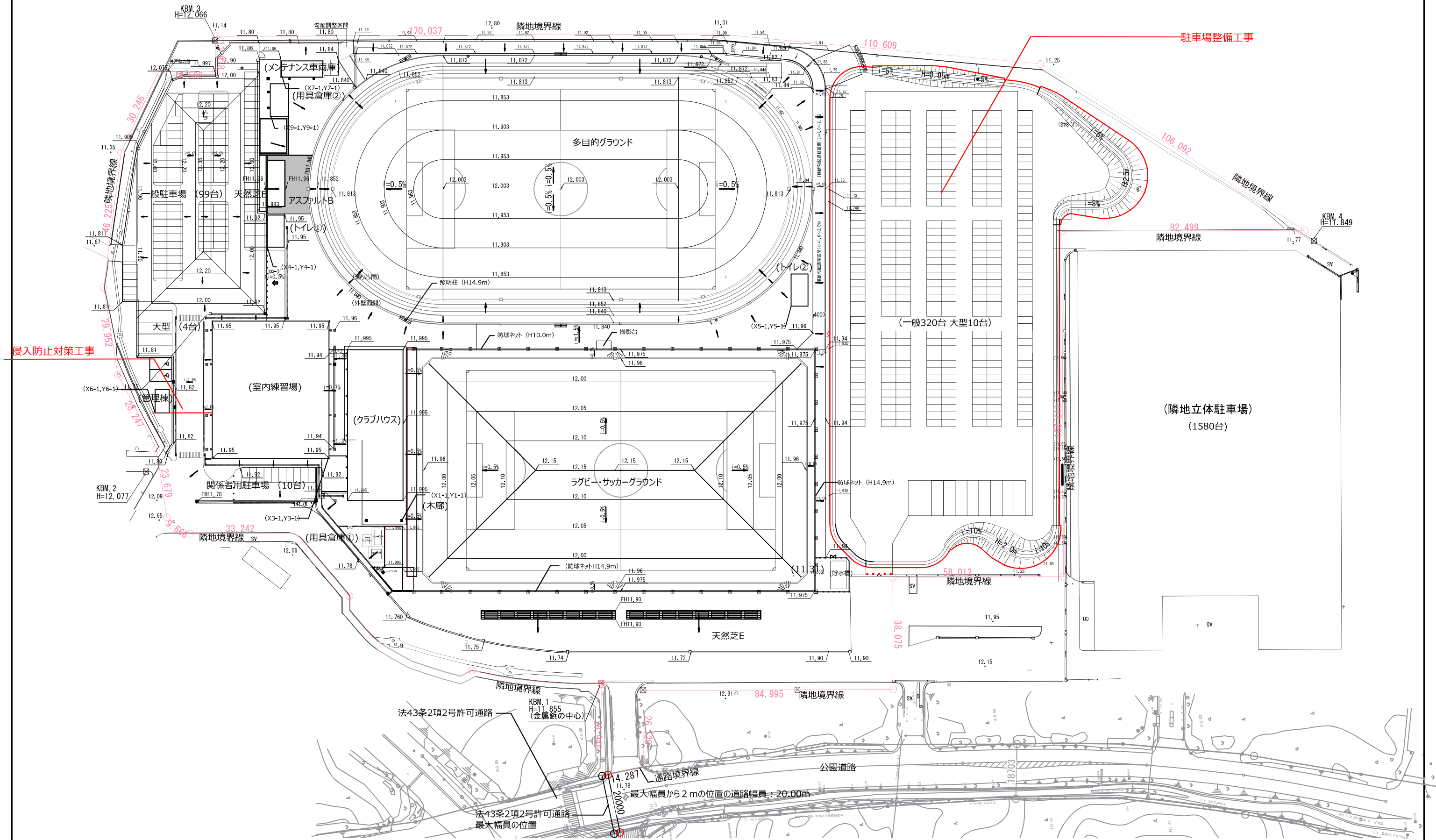
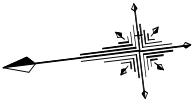
[illegible]

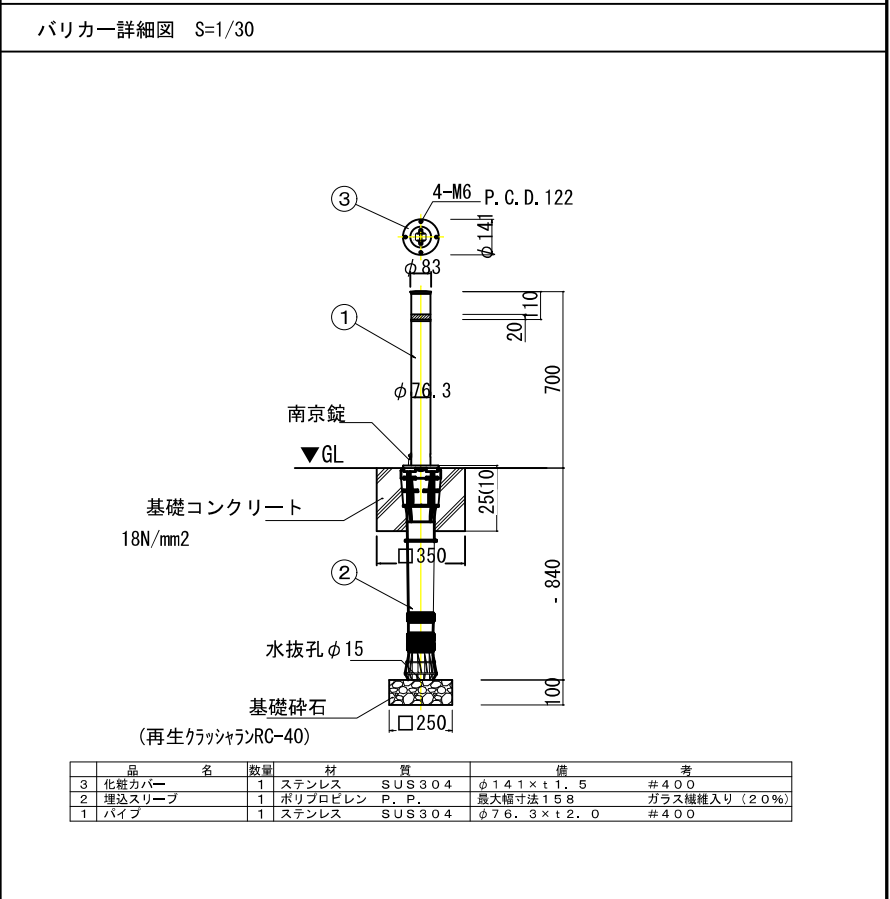
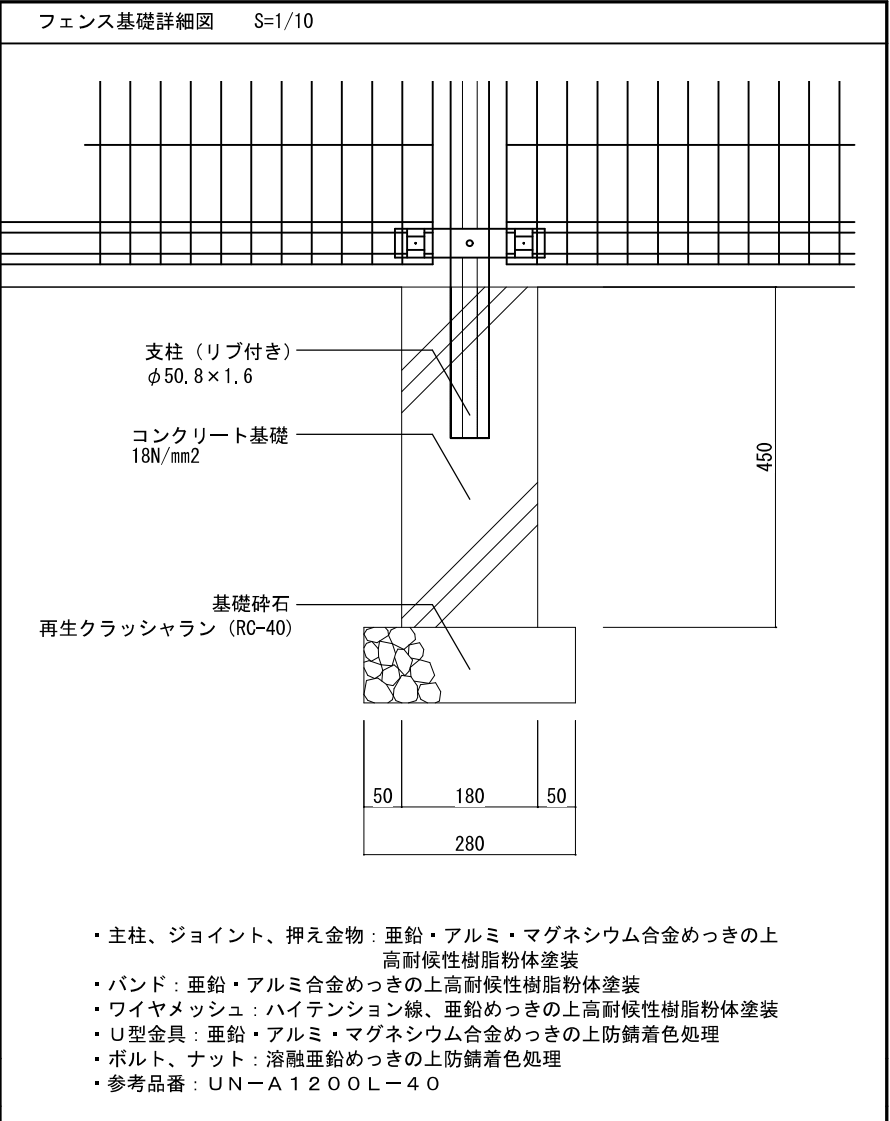
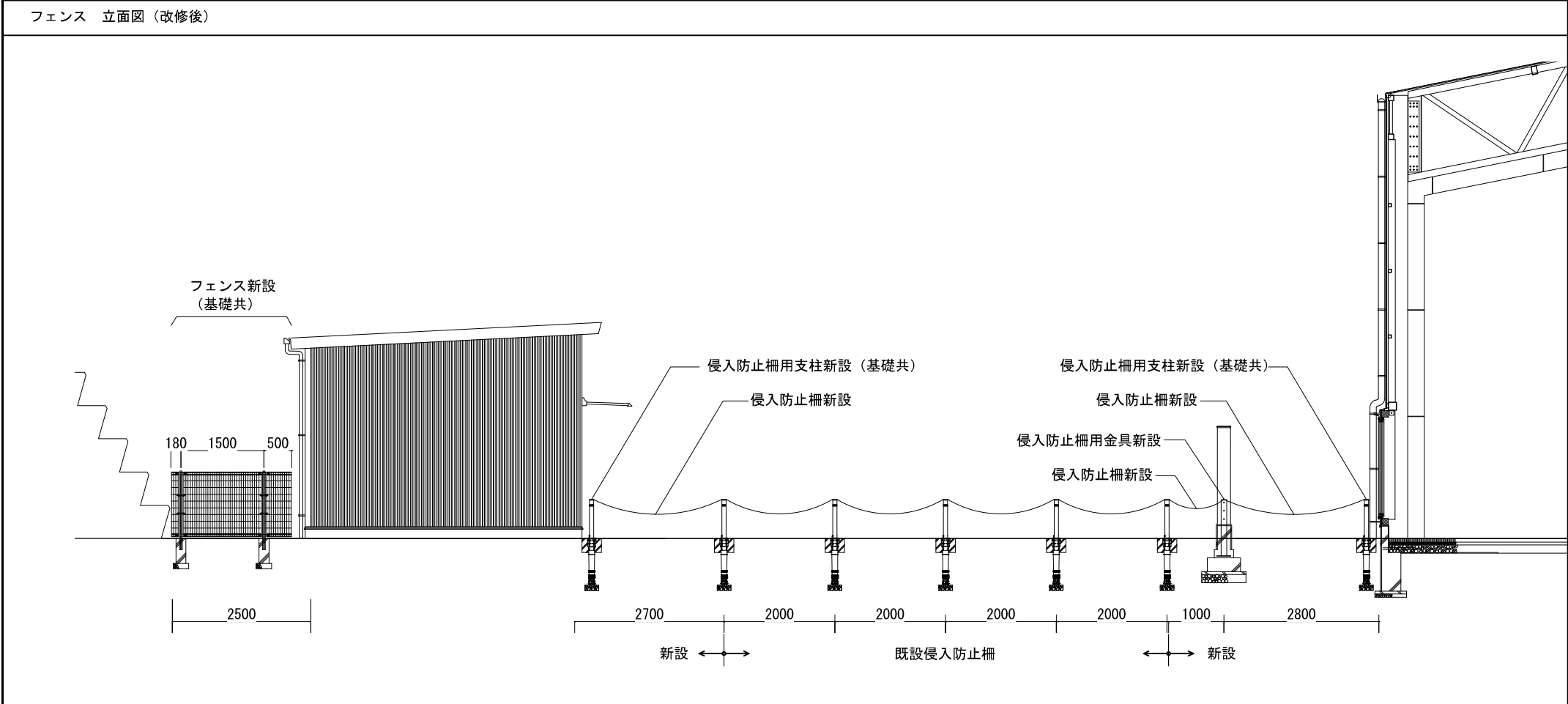
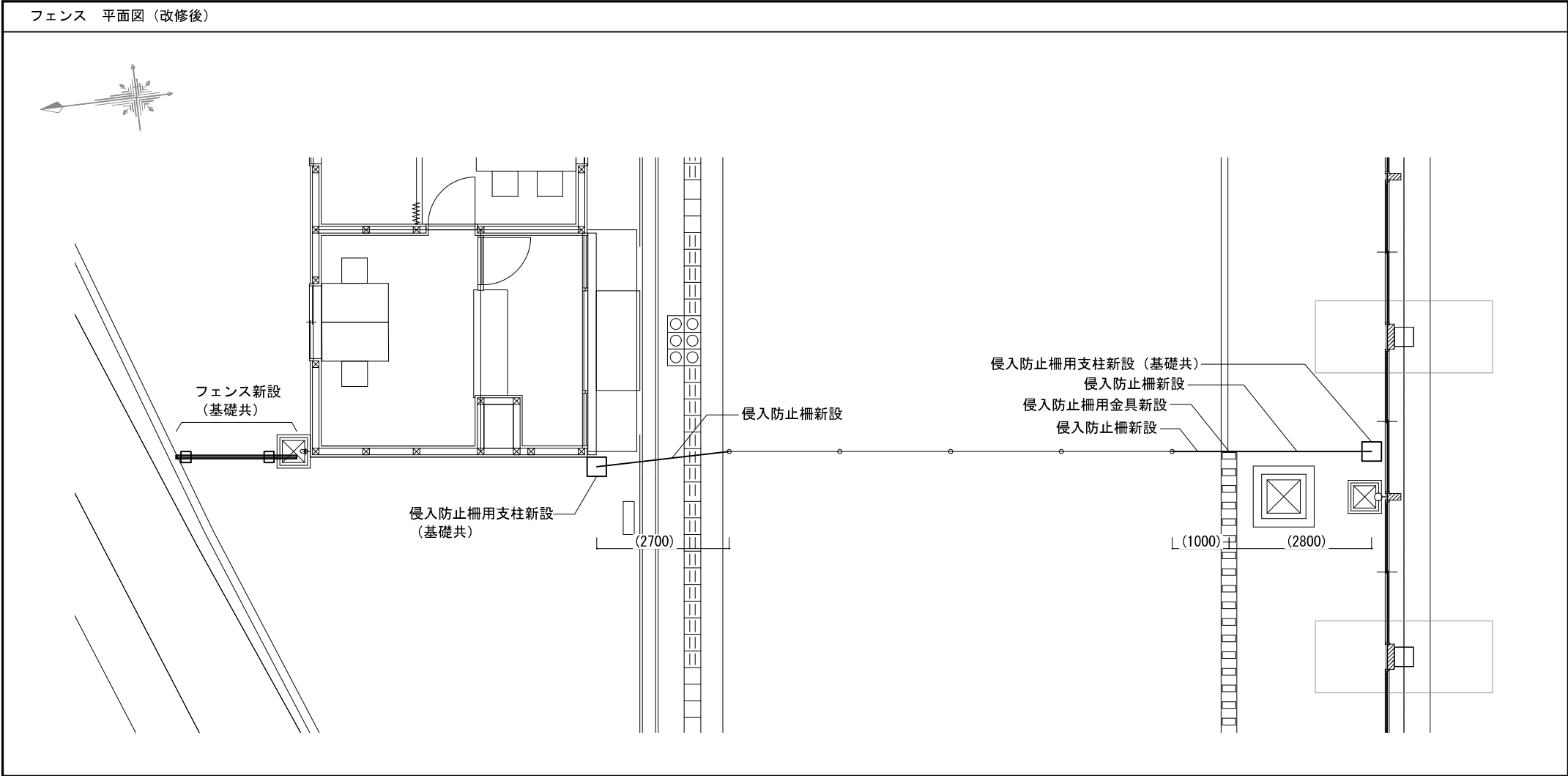
● 1.4.4 材料の検査等 ● 1.4.5 材料の検査に伴う試験 【追加】 ○1.4.7 化学物質を拡散する建築材料等	なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（社）公共建築協会他）が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監理者に提出して確認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監理者の確認を受けた場合はこの限りではない。また、製造所欄に製造所、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監理者の確認を受ける。 【追記】 (5) 機器・材料は現場に搬入した時点あるいは必要に応じて製作工場における製造又は組立が完了した時点で、各種ごとに受注者等の検査を行い、検査記録を監理者に提出する。 (6) 量産品あるいは標準品で実測値などが整備されているものは、性能表又は能力計算書などの性能の証明となる書類確認をもって(1)の検査に替えることができる。 (7) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合、発注者の検査に合格後、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査は、受注者等による検査の適正さを確認するために行い、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供する。 (8) 設計図書に監理者の検査の定めがある場合や監理者の指示による場合、発注者受注者の検査に合格後検査の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。 (9) 機器、材料、製品等に対する検査に必要な発注者及び監理者の交通費、宿泊費等の実費は受注者がこれを負担する。 (10) 場内検査を原則とする。場外検査を行う場合は場外検査願いを提出すること。 【追記】 (5)試験によらなければ設計図書の定めによる品質又は性能・機能に適合することが証明できない場合は、機器、材料、施工検査に伴う試験を実施する。 (6) 試験は公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りではない。なお、受注者は検査に必要な資機材・労務などを提供す (7) 試験材料の製作要領は設計図書の定めによる。ただし、定めがない場合は監理者の確認を受けた方法による (8)試験結果に疑義が生じた場合は監理者と協議する。 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の(ア)から(オ)を満たすものとする。 (ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (イ) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (ウ) 接着剤はフタル酸ジノープチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可逆材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (エ) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (オ) (ア)、(ウ)及び(エ)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外建築材料 ①JIS 及び JAS のF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着材使用 b. 接着材等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着材及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 本工事の全ての内装の仕上げ、居室と空気の出入りのある部分の仕上げ（表面材）は、上に規定される規定対象外建築材料のみ使用する。また、以下の室についても同様の扱いとする。	特別な材料の工法 ● 1.5.2 技能士 ● 1.5.4 一工程の施工の確認及び報告 ● 1.5.7 施工の立会い ○ 1.5.9 化学物質の濃度測定 【追加】 ● 1.5.10 プロセスの妥当性の確認	5 節 施工 【追記】 (1)適用する技能検定の職種及び作業の種別は下記による。 <table><tr><th>適用工事種別</th><th>技能検定の職種</th></tr><tr><td>●仮設工事</td><td>○ とび</td></tr><tr><td>○鉄筋工事</td><td>● 鉄筋施工（鉄筋組立作業）</td></tr><tr><td>●コンクリート工事</td><td>○ 型枠施工 ● 左官</td></tr><tr><td>○鉄骨工事</td><td>○ とび</td></tr><tr><td>○ブロック・ALCパネル工事</td><td>○ ブロック建築 ○ ALCパネル施工</td></tr><tr><td>○防水土工事</td><td>○ アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塗膜防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業</td></tr><tr><td>○石工事</td><td>○ 石材施工（石張り施工）</td></tr><tr><td>○タイル工事</td><td>○ タイル張り</td></tr><tr><td>○木工事</td><td>○建築大工</td></tr><tr><td>○屋根及びとい工事</td><td>○建築板金（内外装板金作業）</td></tr><tr><td>○金属工事</td><td>○ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）</td></tr><tr><td>●左官工事</td><td>● 左官</td></tr><tr><td>○建具工事</td><td>○ サッシ施工 ○ ガラス施工 ○ 自動ドア施工</td></tr><tr><td>○カーテンウォール工事</td><td>○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工 ○ガラス施工</td></tr><tr><td>○塗装工事</td><td>○ 塗装（建築塗装作業）</td></tr><tr><td>○内装工事</td><td>○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装（壁装作業）</td></tr><tr><td>○植栽工事</td><td>○ 造園</td></tr><tr><td>●舗装工事</td><td>○路面標示工事作業</td></tr></table> 【追記】 (2)共仕(1.5.4)に示す施工の確認は、受注者の検査により行う。 (3)工程ごとに施工が完了した時は、設計図書に定め又は監理者の指示がある場合、その施工についての報告書を監理者に報告する。 (4)自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。 【追記】 (3)監理者が指示した場合、監理者の立会いに代えて工事写真などの記録を整理して監理者に提出する (1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、下記による。 ※実施する ○ _____ (2) 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監理者に報告する。 測定はハッシュ型採取機器により行う。 着工前の測定 ※行う ○ 行わない 測定対象室 ※対象室() ○図示 測定箇所数 ※()箇所 ○ 図示 (3)測定後速やかに報告書を作成し監理者の確認を受ける。 【追記】 (4)採取、測定方法は厚生労働省『室内空気中化学物質の採取方法と測定方法』による (5) 引き渡し条件は、次による。 ※測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、全ての濃度が指針値以下である事を確認したのちに引き渡す。 ○引渡し条件としない。 (1) 事後の検査・試験で結果が十分に検証できない工程については、選定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程の監視・管理し、記録を監理者に報告する。 (2) 前(1)号の対象となる工程は鉄筋の圧接、鉄骨の溶接のほか、建築物の性能に重大な影響を及ぼす恐れがあるものが該当し、対象となる工程を要員・設備・方法手順及び管理の方法と合わせて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。	適用工事種別	技能検定の職種	●仮設工事	○ とび	○鉄筋工事	● 鉄筋施工（鉄筋組立作業）	●コンクリート工事	○ 型枠施工 ● 左官	○鉄骨工事	○ とび	○ブロック・ALCパネル工事	○ ブロック建築 ○ ALCパネル施工	○防水土工事	○ アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塗膜防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業	○石工事	○ 石材施工（石張り施工）	○タイル工事	○ タイル張り	○木工事	○建築大工	○屋根及びとい工事	○建築板金（内外装板金作業）	○金属工事	○ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）	●左官工事	● 左官	○建具工事	○ サッシ施工 ○ ガラス施工 ○ 自動ドア施工	○カーテンウォール工事	○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工 ○ガラス施工	○塗装工事	○ 塗装（建築塗装作業）	○内装工事	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装（壁装作業）	○植栽工事	○ 造園	●舗装工事	○路面標示工事作業	【追加】 ● 1.5.11 施工の検査に伴う不適合の監視、是正処置 【追加】 ● 1.5.12 工法などの選定 ● 1.6.1 工事検査 【追加】 ● 1.6.3 部分使用 【追加】 ● 1.6.4 引渡し前後の注意 【追加】 ○1.6.5 騒音測定	手順及び管理の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。 (1) 設計図書に記載のない施工の手段・手法については、受注者の責任においてこれを決定し、その内容を監理者に報告する。 (2) 関係法令などにより特定の基準によって施工することが定められている場合は、これに従う。 (3) 支給材料、貨と品の場合を除き、選定された機器・材料・工法などが第三者の特許権・実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、特許権などという)に抵触する場合は、工事約款及び見積要項書の定めによるものとし、あらかじめこれらの権利に対して必要な手続を経た後に採用する。万一、第三者の権利を侵害するようなことが生じた場合は、発注者・設計者・受注者間で協議する。 6 節 工事検査及び技術検査 【追記】 (5) 自主中間検査 ※ 受注者の判断・社内規定などにより、必要に応じて行う ○ 次により行う 契約内容の履行を確実にものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社などの検査要員（現場関係者を除く）による自主中間検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所などがある場合は速やかに修正を行ったうえで、監理者に報告する。 (6) 工事の完成にあたって、受注者の本社などの検査要員（現場関係者を除く）による自主検査を行い、関係法令または設計図書に適合しない箇所などがある場合は速やかに修正を行ったうえで、監理者に報告する。 (7) 前(5)(6)号の報告の後、監理者の検査を受ける。 (8) 消防署長の検査、建築主事の検査など関係法令に基づく（官公署その他関係の検査）については、完成検査に先立つ時期にこれを受ける。発注者などが受検者となる場合は、手続きを代行し、その検査に必要な書類・資機材・労務その他を提供する。 (9) 前(5)(6)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者の指示により速やかに修正し、監理者の再検査を受けると共に、官公署その他関係機関にて必要な手続きを行う。 (10) 前(9)号の検査の結果、修正が必要であると指摘された箇所がある場合は、監理者との協議の上速やかに修正し、監理者の再検査を受ける。 (11) 完成時の諸検査の日程・方法については、関連別途工事との調整を行い、必要により関連別途工事の受注者等同席のうえ共同して検査を受ける。 (12) 建物完成引渡し前に、発注者の完成検査を受ける。 (1) 工事期間中に発注者による当該建物の部分使用がある場合は、該当部分について、共仕 1.5.5 に定める監理者による施工の検査及び共仕 1.6.1 に準じた諸検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続きについて発注者に協力する。 (1) 管理者への引継ぎ・開設準備への協力 (ア)受注者は、完成・引渡し時期から逆算して、完成後の建物・設備の稼働に支障のないように、発注者及び発注者が定める完成後の建物管理者に対して、建物及び設備の試運転を行うとともに、取扱要綱を提出しその説明を行う。 (イ) 完成・引渡し前に発注者が建物管理者訓練を実施する日程（1日程度）を確認し、当該訓練の実施に協力する。 (2) 完成後の現場対応 受注者は、完成・引渡し後最低6か月間は建物及び諸設備に関する技術員を常駐させ、発注者（建物管理者）が円滑に建物管理を行うことができるように協力する。常駐者は_____に常駐とする。 (3) メーター検針確認 (ア) 建物引渡し前に行う各種検針メーターの確認は、受注者の責任と負担において全数行い、監理者を通じて発注者に報告書提出する。 (イ) メーター設置の誤りに起因する発注者及び竣工後の建物管理者の損害については、受注者が全て負担する。 (4) 鍵合せにおける発注者及び監理者の立会については、監理者の指示による。 (5) 鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理・収納して発注者に提出する。 (1)室内騒音の目標値 各室の騒音は、下記の値を目標とする。 その他諸室・廊下についても仕様上支障のないことを目標値とする。 貨室： _____ 防災センタ： _____ (2)竣工時の騒音検査 室内騒音測定を実施する。	【追加】 ● 1.6.6 契約不適合責任 ● 1.7.1 完成時の提出図書 ● 1.7.2 完成図 ● 1.7.3 保全に関する資料	各室中央部分及び、扉より 1.0m 離れた位置で測定をする。 (1) 完成引渡し後に工事上の契約不適合が発見されたときには、受注者は監理者と共に速やかにその原因調査を行い、それが施工の品質及び性能に起因する場合には請負工事契約に基づき、即時無償で補修を行う。 (2) 契約不適合が関連別途工事受注者との境界分野で発生した場合には、その不具合に対する責任は当該関連別途工事受注者と共同責任とする。費用の分担については関連受注者間で協議する。 7 節 完成図等 (1) 工事完成時の提出図書は下記により、A3 版及び電子媒体（CAD、PDF データ）を提出する。 <table><tr><th>分類・規格</th><th>部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>● 完成図</td><td>※各 2 部 ○（ ）部</td><td>特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの）</td></tr><tr><td>● 施工計画書、製作要領書</td><td>※各 2 部 ○（ ）部</td><td>総合図一式を含む</td></tr><tr><td>● 施工図・製作図</td><td>※各 2 部 ○（ ）部</td><td></td></tr><tr><td>● 保全に関する資料</td><td>※各 2 部 ○（ ）部</td><td>保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等）、協力業者一覧表（業者名、住所、連絡先、責任者名）</td></tr></table> 【追記】 (2) 工事関係図書を整理のうえ、次により 2 部を発注者に提出するとともに、工事完成引渡後も自ら保管する。 (ア) 提出・保管する工事関係図書 ● 施工図等 (○すべて ● 監理者の指示する施工図等 ○) ● 施工計画書、施工要領書、試験計画書 (○すべて ● 監理者の指示する施工計画書など ○) ● 検査記録 工事中のすべての受注者等・監理者・官公署による検査などの記録を含む ● 施工報告書、試験報告書 ● 工事写真 ● 会議記録、打合記録 ○ 既存再利用タイルの施工記録、試験・検査の記録及びタイル補修張りの記録 ● メーカーリスト（使用製品、数量、仕様、色指定、連絡先を一覧表にまとめること。） ○ 上記のほかクラウドサーバ保存データの全部 (イ) 保管期限（工事完成引渡日から起算） ※永久 ○15 年 ○ ____ 年 (ウ) 提出・保管媒体 ● デジタル画像データ（TIFF・PDF など）と CAD データ ● 原本（ ） ○ (3) 前(1)(2)号により発注者に提出された図書などの著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。 (1) 完成図の種類及び記入内容は下記による。 ※標仕 表 1.7.1 ○ _____ 完成図に添えて、次を提出する。 ○ 防火区画図、排煙区画図 ○ 各種防災設備プロット図 ○ 耐火火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写しなど) ○ 建築基準法 12 条 5 項の報告に必要な各種図面 【追記】 (2) 完成図は、原則として当該建物の完成後 2 カ月以内に発注者及び監理者に提出する。 ただし、提出期限について発注者及び監理者の指示がある場合は、それによる。 (3) 受注者が施工する関連別途工事を含む完成後の図面と、テナント撤去後に必要となる現況復旧後に必要となる図の両方を作成すること。 ○ 適用する(範囲：) ○ 適用しない (1) 保全に関する資料の提出部数は下記による。 ※2部 ○ ____部 【追記】 (3) 保全に関する資料の提出部数は下記による。 ※2部 ○ ____部 (4)その他に作成する保全に関する資料は下記による。	分類・規格	部数	備考	● 完成図	※各 2 部 ○（ ）部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの）	● 施工計画書、製作要領書	※各 2 部 ○（ ）部	総合図一式を含む	● 施工図・製作図	※各 2 部 ○（ ）部		● 保全に関する資料	※各 2 部 ○（ ）部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等）、協力業者一覧表（業者名、住所、連絡先、責任者名）
	適用工事種別	技能検定の職種																																																										
●仮設工事	○ とび																																																											
○鉄筋工事	● 鉄筋施工（鉄筋組立作業）																																																											
●コンクリート工事	○ 型枠施工 ● 左官																																																											
○鉄骨工事	○ とび																																																											
○ブロック・ALCパネル工事	○ ブロック建築 ○ ALCパネル施工																																																											
○防水土工事	○ アスファルト防水工事作業 ○ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塗膜防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業																																																											
○石工事	○ 石材施工（石張り施工）																																																											
○タイル工事	○ タイル張り																																																											
○木工事	○建築大工																																																											
○屋根及びとい工事	○建築板金（内外装板金作業）																																																											
○金属工事	○ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）																																																											
●左官工事	● 左官																																																											
○建具工事	○ サッシ施工 ○ ガラス施工 ○ 自動ドア施工																																																											
○カーテンウォール工事	○ カーテンウォール施工 ○ サッシ施工 ○ガラス施工																																																											
○塗装工事	○ 塗装（建築塗装作業）																																																											
○内装工事	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベット系床仕上げ工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ 表装（壁装作業）																																																											
○植栽工事	○ 造園																																																											
●舗装工事	○路面標示工事作業																																																											
分類・規格	部数	備考																																																										
● 完成図	※各 2 部 ○（ ）部	特記仕様書、特記材料表、配置図、各階平面図、平面詳細図、立面図、断面図、矩計図、仕上表、外構図、面積表、各部詳細図、各種設備図、構造図、総合図等、設計図を基に完成時の状態に受注者にて更新したもの）																																																										
● 施工計画書、製作要領書	※各 2 部 ○（ ）部	総合図一式を含む																																																										
● 施工図・製作図	※各 2 部 ○（ ）部																																																											
● 保全に関する資料	※各 2 部 ○（ ）部	保証書、建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類、主要な材料・機器一覧表等）、協力業者一覧表（業者名、住所、連絡先、責任者名）																																																										
NTTファシリティーズ	株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 九州支店 福岡県知事登録 第 1-11482 号	一級建築士登録 第 217159 号 山元 徹也 一級建築士登録 一級建築士登録	担当	特記 管理番号 5LU121TP1	工事名 屋外型トレーニングセンター駐車場等整備工事	図面名 特記仕様書3 縮尺	図面番号 特-103 年月日 2025 年度	区分 建築																																																				

特記仕様書（一般・建築） ver2023.4.1

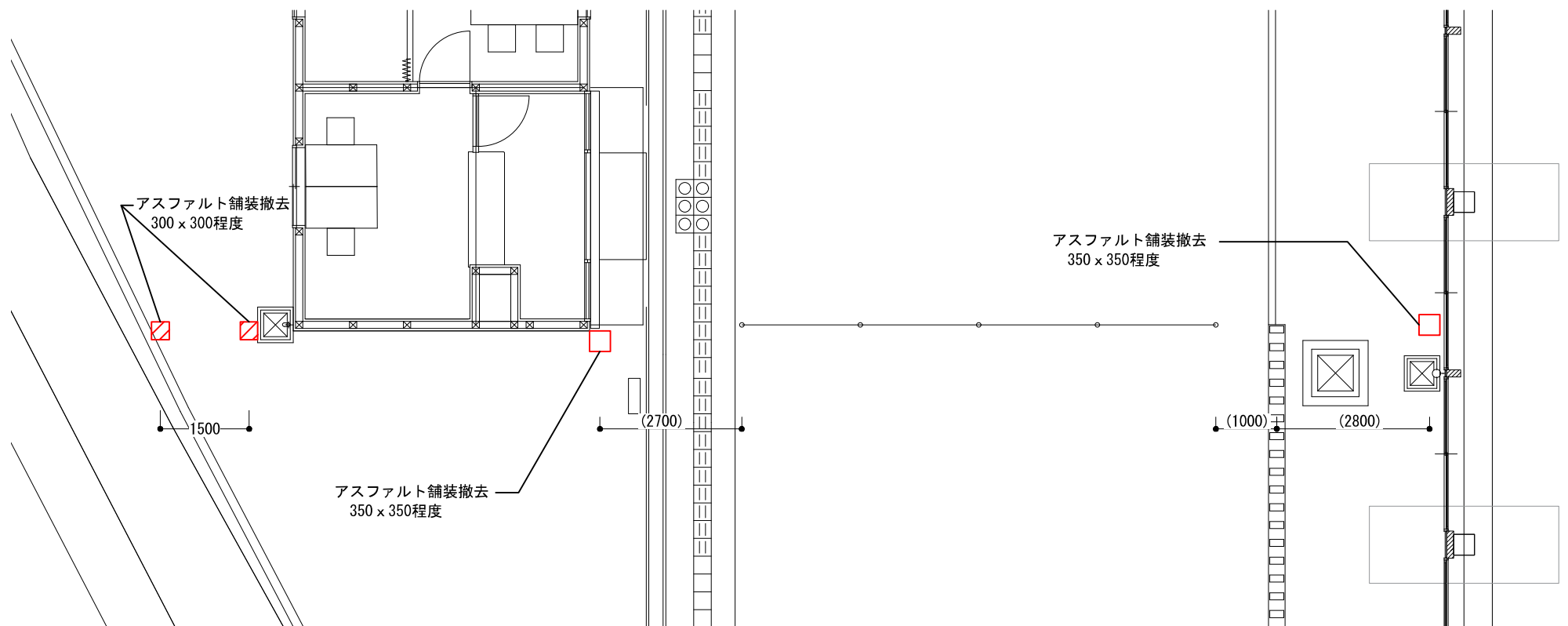
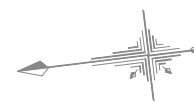
	【追加】 ●1.7.4 完成写真 ●保全マニュアル ○長期修繕計画書 ●保証書(原本) ●保守及び緊急連絡先 ○機器類操作点検など取扱い引継書 ○監理者の指示する機器完成図 ○敷地境界立会記録 ○地中仮設残存物記録 ○設備関係測定報告書 ○その他() (5)性能検証法の適用がある場合、保全マニュアルに下記内容を記載すること。 ・性能検証の適用の有無、内容 ・改修、修繕時の性能検証に関わる責任区分 ・あらかじめ検証による制約 <table><tr><td colspan="4">下記のものを監理者に提出する。ただし、原版は撮影者の保管とする。</td></tr><tr><td>分類・規格</td><td>撮影箇所数</td><td>部数</td><td>原版の大きさ</td></tr><tr><td>●アルバム(基本図含)</td><td>外部(5) 内部(○)</td><td>※2 ○ 3</td><td>※6×6 版以上</td></tr><tr><td>○カラー ※キャビネ版・全紙パネル</td><td>外部() 内部()</td><td>※2 ○ 1</td><td>※6×6 版以上</td></tr><tr><td>○カラーポジ</td><td>外部() 内部()</td><td>※1</td><td>※24 mm×36 mm以上</td></tr><tr><td>●デジタルデータ</td><td>外部(5) 内部()</td><td>※1</td><td></td></tr><tr><td>○動画データ</td><td>外部() 内部()</td><td>※1</td><td></td></tr></table> ※フोटブック仕様は、下記程度とする サイズ:内面 260×260 装丁:ハードカバータイプフルフラット製本 紙質等:シルク紙高質印刷 アルバム最終ページには、建物概要を添付する。 ※撮影者 ※同等の撮影実績を有し設計者・監理者が承認する者 ○指定 (事務所名:) ※電子データは、RGB(フルカラー)、JPEG・MPEG 形式最高画質とし、DVD にて提出する。 ※使用する写真は監理者と協議の上決定する。 ※外部写真には、航空写真 枚を含む。 ※監理者が指示する外観上不要な電柱、電線等消去する。 ※監理者が指示する時間帯(昼景、夕景、夜景)で撮影を行う。 ※原版の版權は撮影者が有するが、原版の使用権は発注者及び設計事務所に帰属する(発注者及び設計事務所は写真を撮影者の了解なしに自由に使用できる。撮影者が写真を使用する場合には発注者及び設計事務所の了承を必要とする)。 (1)受注者は、竣工の 月前及び 月前に、発注者に事前確認のうえ、BELCA(公益社団法人 ロングライフビル推進協会)基準にて本建物のライフサイクルコスト(LCC)の算出を行い、発注者にデータにて提出する。 (1)受注者は、発注者が竣工後の建物管理に必要とする管理用備品のうち発注者が負担するものについて、発注者及び建物管理者に事前確認のうえ用意する。引渡し方法の詳細は、建物管理者と事前相談のうえ定める。 以下の材料を予備品として完成時に納入する。 ○内訳数量の 3%(ビニルタイル) ○1%(床石、タイル、フローリング、2重床パネル、タイルカーペット、壁紙) ○ % () なお、予備品の保管場所は監理者の指示による。 ○保管用 鋼製ラック 台 (W2000×H1800×D600 程度) 現場の納まり取り合わせ等の関係で材料、寸法、取り合い位置又は取り付け工法を多少変更し、或いはこれらによって取り付け員数を幾分増減する等の軽微な変更は、監理者との協議によって行う。 (ア)工事着手後、速やかに設計図(契約図)の縮小原因(A3 サイズ)を作成し縮小原因により、A3 サイズの青焼きまたは白焼き製本を()部提出する。 設計変更に伴う下記の申請書の作成及びその申請書の行政庁等への提出・対応等の手続きは(発注者または発注者の指定する設計者)が行い、その費用負担は(発注者)が行う。 ○計画変更申請 ○性能評定 ○大臣認定 ・現況調査報告書 ・近隣調査報告書 ・総合施工計画書 ・総合工程表 ・総合仮設計画	下記のものを監理者に提出する。ただし、原版は撮影者の保管とする。				分類・規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ	●アルバム(基本図含)	外部(5) 内部(○)	※2 ○ 3	※6×6 版以上	○カラー ※キャビネ版・全紙パネル	外部() 内部()	※2 ○ 1	※6×6 版以上	○カラーポジ	外部() 内部()	※1	※24 mm×36 mm以上	●デジタルデータ	外部(5) 内部()	※1		○動画データ	外部() 内部()	※1		【追加】 ●1.7.12 総合施工計画書 【追加】 ●1.7.13 カラースキーム 【追加】 ○1.7.14 主な見本 【追加】 ●1.7.15 海外製品の調達 【追加】 ●1.7.16 特許権等について 【追加】 ●2.1.3 工事用水・電力 【追加】 ●2.1.4 交通整理員 ●2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り	工事の着手に先立ち、総合施工計画書を作成し、監理者の確認を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 ・工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工程計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等 ・計画書、施工図の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。 カラースキーム作成時に伴う見本の準備を行うこと。 ○石材(各 1 m)、塗装見本(各種 0.5 m)、ガラス飛散防止フィルム(各 1 m)、 ○タイルカーペット(各種 1.5m×1.5m)程度、化粧シート・ビニルクロス(各 1 m) ○ (約 ○ m) その他仕様を決定するために必要なもの (1)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、あらかじめ、それらが日本国の関係法令に適合し、設計図書に定められた品質・性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の確認を受ける。 (2)消耗品、支給材料又は貸与品および設計図書に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器・製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とみなさない。 (3)海外製の機器・材料・製品などを使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の補償期間は次の通りとする。 (a)保証期間 10 年とする。 (b)維持管理・補修・定期点検等のアフターサービスについては、修理・部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は 10 年とする。 (c)基本素材性能等の仕様の補償 保証期間は 10 年とする。ただし、素材性能・品質安定性に関する不都合の発現率が 5%を超えた場合、全数を保証対象とし、保証期間 5 年を追加延伸し、合計 15 年とする。 (d)修理・取替え材料の対応可能期間は 10 年とする。 (4)設計図書に指定された海外製の機器・材料・製品などが所定の品質・性能に適合しないと認められる場合、または前 2 号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監理者と協議し、代替品などの処置につき監理者の指示に従う。 本工事に使用する材料に関わる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利にのいての、必要な手続きは受注者の責任において行うこと。 工事中、竣工後に限らず第三者からの疑義、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。 本設計図の著作権は株式会社 NTT ファシリティーズに帰属する。 完成図、施工図、製作図の著作権は発注者に移譲する。 本工事中において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監理者と協議を行うこと。 1節 一般事項 構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。 (1) 工事用水 ※利用不可 ○ 利用可(○ 有償 ○ 無償) (2) 工事電力 ※利用不可 ○ 利用可(○ 有償 ○ 無償) 交通誘導警備員について特に指定する場合は下記による。 ○ 2 節 縄張り、遣方、足場その他 【置換】 (1)敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計図書などに反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物(地下鉄、とう道含む)、樹木、上下水道・ガス・電気・通信など地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に把握する。 (2)敷地について次の要領により測量を行い、その結果を発注者及び監理者に報告するとともに、仮設計図書などに反映させる。 (7) 隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会のもとに確認し、記録を作成する。 (4) 敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配などについて設計図と照合する。 【追記】 (3)速やかに以下の確認を行い、その結果を発注者及び監理者に報告する。 ・既存建物地下躯体形状 (4) 敷地境界石を全数確認の上、仮点を 2 箇所ずつ明示する。 また、工事着手に先立ち、受注者は関係者立会のうえ図面に基いて敷地内及び周辺の既存埋設管等の状況及び敷地工程並びに磁北・真北の確認をし、監理者に	○ 2.2.4 足場等 ○2.3.1 監理者事務所等 報告する。 【追記】 (2) 手すり先行足場 ※適用する ○適用しない なお、これにより難しい場合は監理者と協議する。 (5)足場に敷設する養生シートは、騒音・振動等公害防止条例その他規定に従って保護シート等を計画する。 3 節 仮設物 (1) 規模等 ○10 m²(1 号程度) ○20 m²(2 号程度) ○ 35 m² 3 号(程度) ○65 m²(4 号程度) ○ 100 m²(5 号程度) 上記規模の他に ○発注者事務所(m²) ○会議室(m²程度、○Web 会議対応) ○更衣室(○男女兼用 ○男女別) ○WC (○男女兼用 ○男女別) ※監理者事務所等の維持保全及び美観保持の費用は、受注者の負担とする。 ※監理者事務所は鍵がかけられる仕様とする。 ・監理者事務所の内装仕上げ 仕上げ 床 ビニル床シート張り又はタイルカーペット 壁 合成樹脂エマルジョンペイント塗り又はビニルクロス張り 天井 化粧石膏ボード又は岩綿吸音板 (2) 監理者事務所の備品等の種類及び数量は下記による。() 内は数量を示す。 ○什器 ○机() ○椅子() ○会議テーブル() ○書棚() ○見本棚() ○更衣ロッカー() ○応接セット() ○洗面設備() ○シンク() ○白板() ○図面掛け() ○電気製品 ○冷蔵庫() ○電子レンジ() ○湯沸器() ○時計() ○工事中 ○ゴム長靴() ○安全靴() ○雨カッパ() ○安全帯() ○懐中電灯() ○ヘルメット() ○検査道具一式() ○温湿度計() ○事務用品 ○筆記用具 ○OA用紙(適宜補充) ○ファイル(適宜補充) ○その他 ○消火器 ○日塗工 色見本帳 上記に要する費用は、維持運営費・処分費を含め一切受注者の負担とする。 監理者事務室には、次のOA環境を整備する。() 内は数量を示す。 ○パソコン() 機種 ※監理者の指示による ○その他() 下記該当ソフトがスムーズに作動する性能として管理者の確認を受けること。 ※Windows10 ○監理者の指示による ソフト ※Word ※Excel ※PowerPoint ○AutoCAD ○Revit ○Acrobat Pro ○その他() ※各種最新版とする 共用 ※監理者専用 ○受注者と共用 ○インターネット 回線種類 ※光ケーブル回線 ○ADSL回線 ※WiFi/無線ルーター ※プロバイダー契約は受注者負担 ※回線は監理事務所専用回線とする。 ○レーザープリンタ() 機種 ※監理者の指示による ○その他() 印刷 ※カラー ○白黒 給紙 ※A3・A4対応 ○A4対応 共用 ※監理者専用 ○受注者と共用 ○コピー機() 機種 ※監理者の指示による ○その他() 機能 ※自動原稿送り ※自動給紙 ※自動仕分け ※両面コピー ○その他() 印刷 ※カラー ○白黒 給紙 ※A3・A4対応 ○A4対応 共用 ※監理者専用 ○受注者と共用 ○電話() 共用 ※監理者専用 ○受注者と共用 ○FAX() 共用 ※監理者専用 ○受注者と共用 ○複合機() 機種 ※監理者の指示による ○その他() 機能 ※FAX ※コピー ※スキャナー ※自動原稿送り ※自動給紙 ※自動仕分け ※両面コピー ○その他() 給紙 ※A3・A4対応 ○A4対応 共用 ※監理者専用 ○受注者と共用 上記に要する費用は、維持運営費を含め一切受注者の負担とする。	【追加】 ○ 2.3.4 看板 【追加】 ● 2.3.5 仮囲いその他 【追加】 ● 2.3.6 保護設備 ●2.4.1 仮設物撤去等 (4) 工事名称などの表示 (ア) 工事用看板の大きさ、書体、仕上げ、位置等はあらかじめ監理者と協議する。 (イ) 設計監理の現場サインは、「NTTファシリティーズ CIデザインマニュアル」による。 仕様 :ステンレス製 カuttingシート貼り 寸法 :W ×H 文字数: 文字程度 (ウ) 仮囲いに、関係法令に定める掲示物のほかの看板等を設置する場所は、監理者と協議する。 (エ) 外部足場外面又は建物外壁面などに、工事名称・発注者・設計監理者・受注者 ※監理者事務所表示看板 ○完成予想図(1.5m×1.5m 程度 1 箇所) ○設計監理者、発注者 受注者の計画による他、下記とする <table><tr><td>仮囲い</td><td>・図示 (着色 ・有 ・無) ・ 程度 (着色 ・有 ・無)</td></tr><tr><td>ゲート</td><td>・図示 (着色 ・有 ・無) 程度 (着色 ・有 ・無)</td></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>・図示 ・ 程度</td></tr><tr><td>防音壁</td><td>・図示 ・ 程度</td></tr><tr><td>交通整理員</td><td>・ 人程度</td></tr><tr><td>構造</td><td>○鋼板製 ○金鋼製 ○その他()</td></tr><tr><td>高さ</td><td>○1.5m ○1.8m ○3.0m 以上()</td></tr><tr><td>仕上げ</td><td>○仕上げなし ○ペイント ○その他() ○描画及びデザイン(内容は受注者で提案すること)</td></tr><tr><td>範囲</td><td>○設計図による ○監理者立会いのもと位置を決定する</td></tr></table> 仮囲い等に仮設ゲートを設置する際は、仮設ゲートとは別にくぐり戸等を取り付け、歩車分離を徹底し、現場従事者の安全動線を明確にすること 本工事の施工にあたり、付近住民・隣接建物・工作物・通行人等に対して損害を与えぬように、必要な保護設備を計画し、監理者及び各関係者に確認を得て実施すること。 万一損害を与えた時は、速やかに応急処置や復旧工事等を行い、これに要した費用は受注者の負担とする。 4 節 仮設物撤去等 【追記】 (3)工事完成後も仮設材(山留・地盤改良材を含む)を残置する場合は、発注者及び土地所有者と合意し、合意した記録を作成すること、また併せて残置図を作成し竣工図に追加すること。 設計図による 設計図による 設計図による。 設計図による。 設計図による。	仮囲い	・図示 (着色 ・有 ・無) ・ 程度 (着色 ・有 ・無)	ゲート	・図示 (着色 ・有 ・無) 程度 (着色 ・有 ・無)	敷鉄板	・図示 ・ 程度	防音壁	・図示 ・ 程度	交通整理員	・ 人程度	構造	○鋼板製 ○金鋼製 ○その他()	高さ	○1.5m ○1.8m ○3.0m 以上()	仕上げ	○仕上げなし ○ペイント ○その他() ○描画及びデザイン(内容は受注者で提案すること)	範囲	○設計図による ○監理者立会いのもと位置を決定する	3 章 土 工 事 4 章 地 業 工 事 5 章 鉄 筋 工 事 6 章 コ ン ク リ ー ト 工 事 7 章 鉄 骨 工 事	図面名 特記仕様書4 図面番号 特-104 区分 建築 年月日 2025 年度
下記のものを監理者に提出する。ただし、原版は撮影者の保管とする。																																																					
分類・規格	撮影箇所数	部数	原版の大きさ																																																		
●アルバム(基本図含)	外部(5) 内部(○)	※2 ○ 3	※6×6 版以上																																																		
○カラー ※キャビネ版・全紙パネル	外部() 内部()	※2 ○ 1	※6×6 版以上																																																		
○カラーポジ	外部() 内部()	※1	※24 mm×36 mm以上																																																		
●デジタルデータ	外部(5) 内部()	※1																																																			
○動画データ	外部() 内部()	※1																																																			
仮囲い	・図示 (着色 ・有 ・無) ・ 程度 (着色 ・有 ・無)																																																				
ゲート	・図示 (着色 ・有 ・無) 程度 (着色 ・有 ・無)																																																				
敷鉄板	・図示 ・ 程度																																																				
防音壁	・図示 ・ 程度																																																				
交通整理員	・ 人程度																																																				
構造	○鋼板製 ○金鋼製 ○その他()																																																				
高さ	○1.5m ○1.8m ○3.0m 以上()																																																				
仕上げ	○仕上げなし ○ペイント ○その他() ○描画及びデザイン(内容は受注者で提案すること)																																																				
範囲	○設計図による ○監理者立会いのもと位置を決定する																																																				
NTTファシリティーズ	株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 九州支店 福岡県知事登録 第 1-11482 号	一級建築士登録 第 217159 号 山元 徹也 一級建築士登録 一級建築士登録	担当 特記 管理番号 5LU121TP1	工事名 屋外型トレーニングセンター駐車場等整備工事	図面名 特記仕様書4 図面番号 特-104 区分 建築 年月日 2025 年度																																																

[illegible]

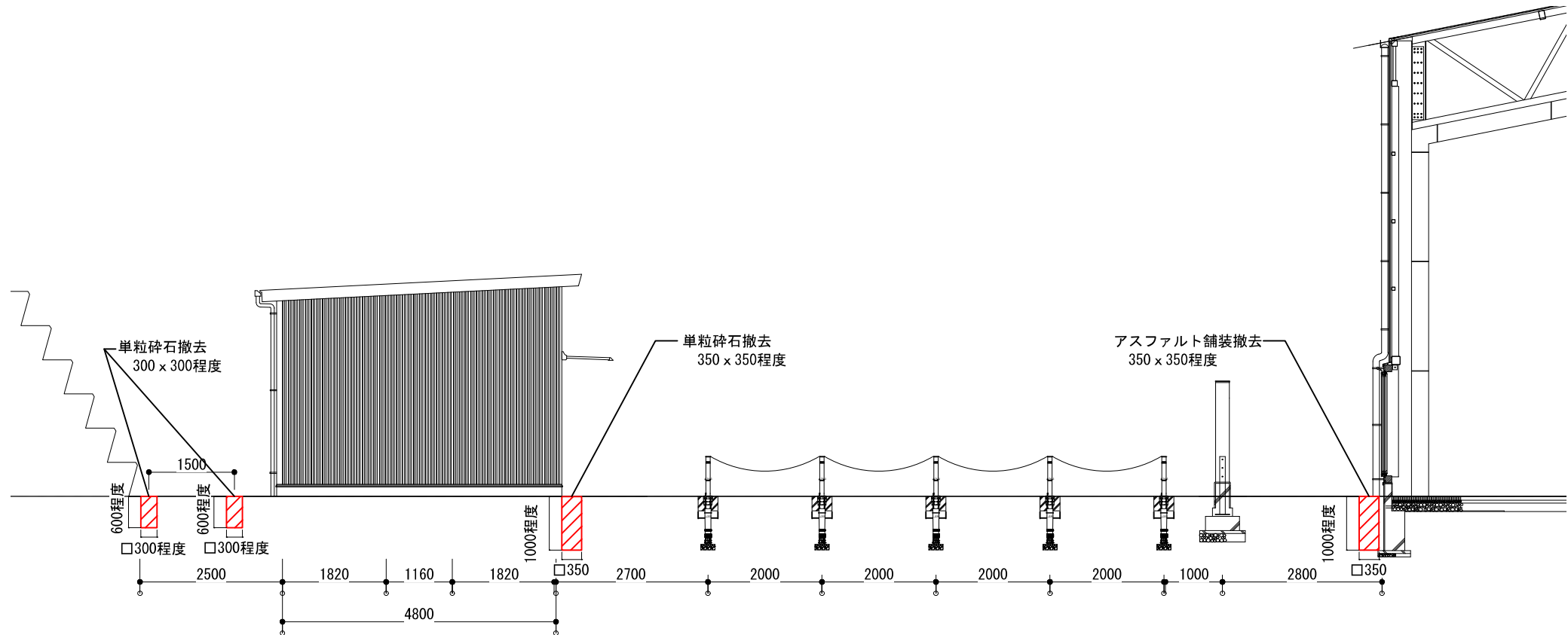




フェンス 撤去平面図（改修前）



フェンス 撤去立面図（改修前）



株式会社NTTファシリティーズ
一級建築士事務所 九州支店
福岡県知事登録 第1-11482号

一級建築士登録	第 217159 号	山元 徹也
一級建築士登録	第	
一級建築士登録	第	号

担当

特記

管理番号

5LU121TP1

工事名

屋外型トレーニングセンター駐車場等整備工事

図面名 フェンス 平面図・立面図（改修前）

図面番号

D-03

区分

建築

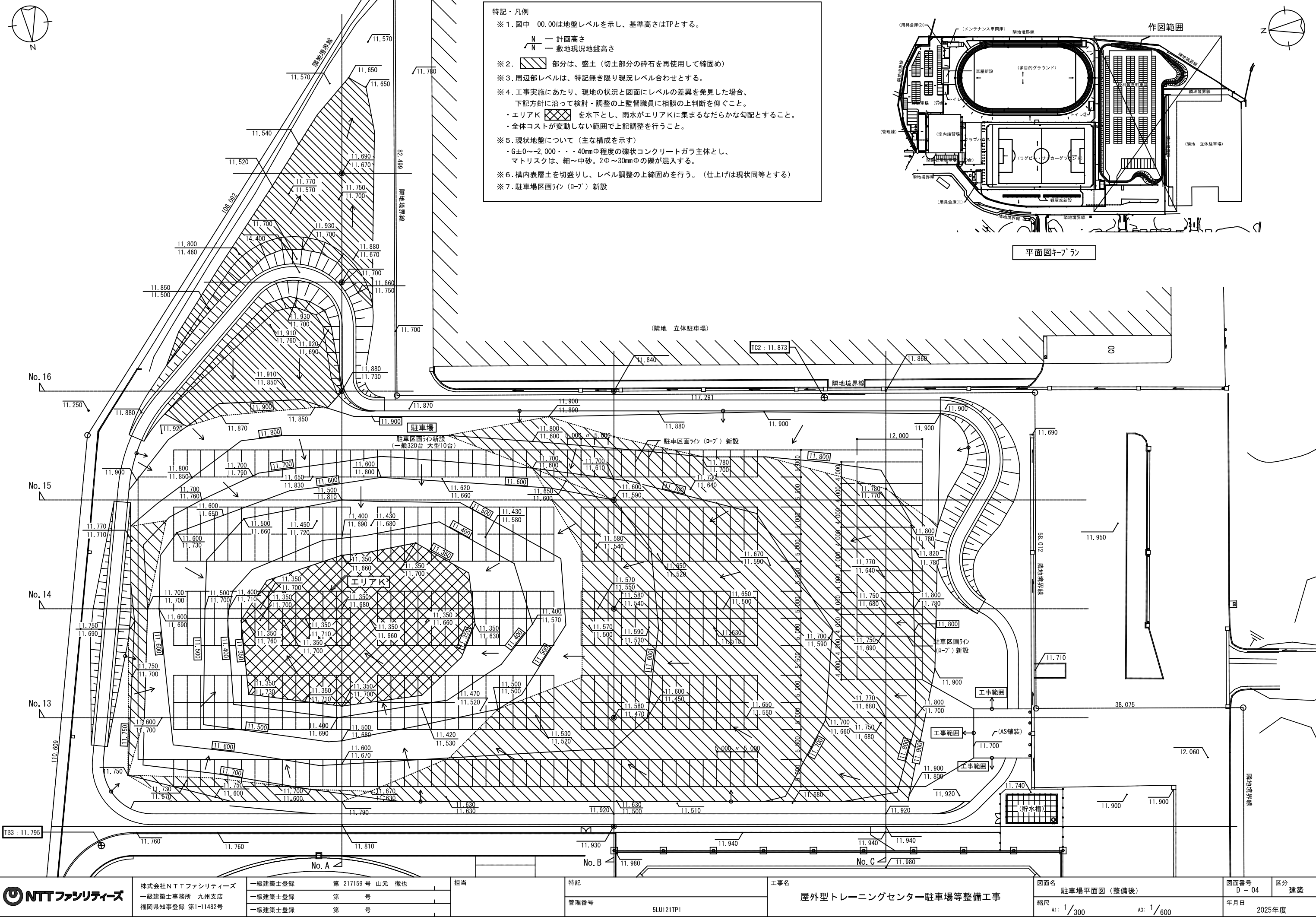
縮尺

A1: 1/50

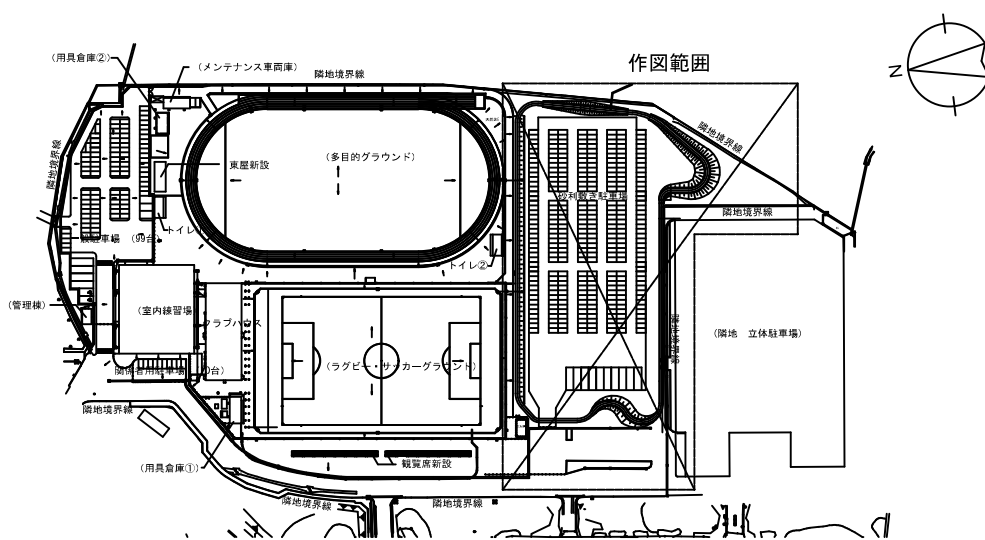
A3: 1/100

年月日

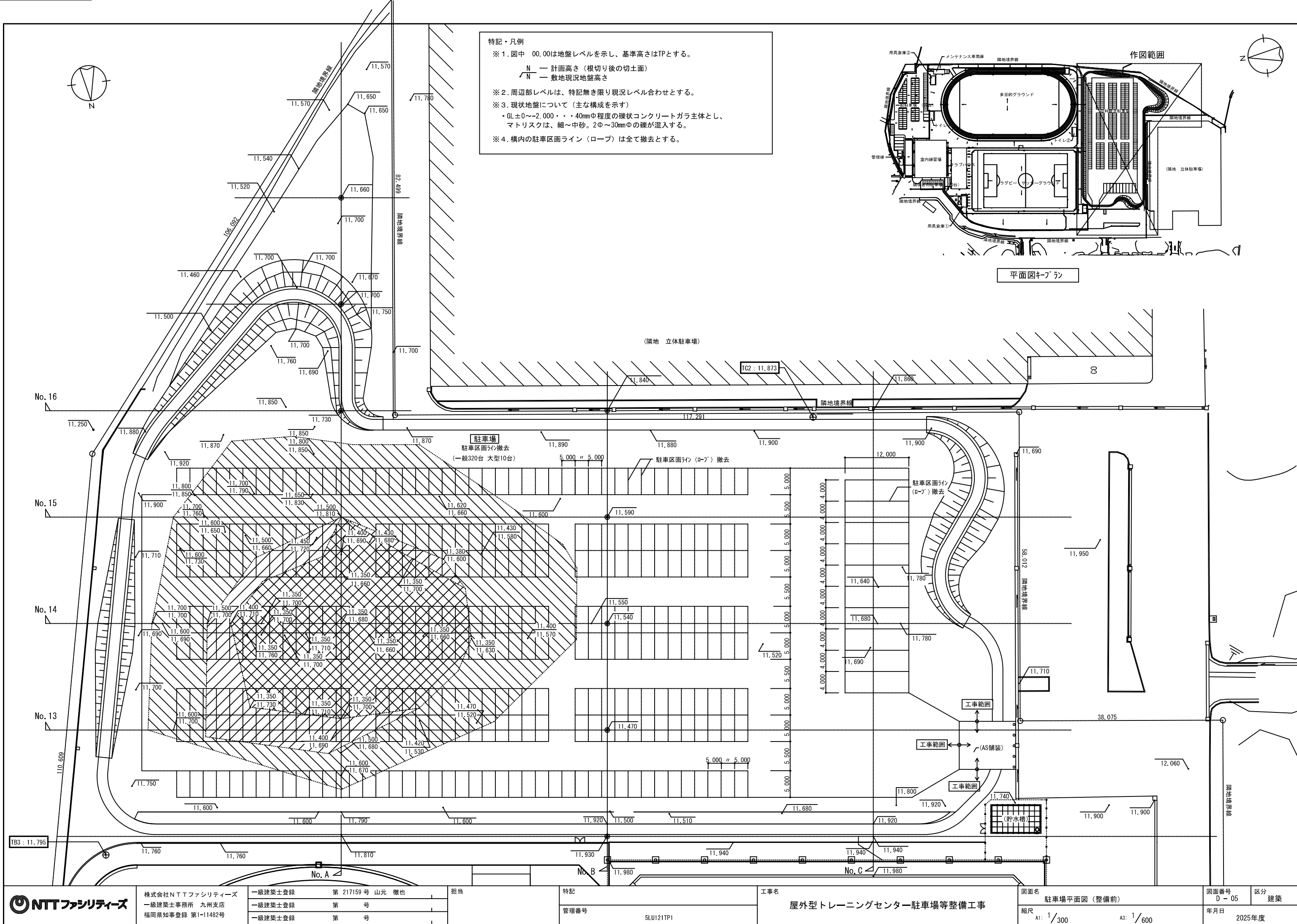
2025年度

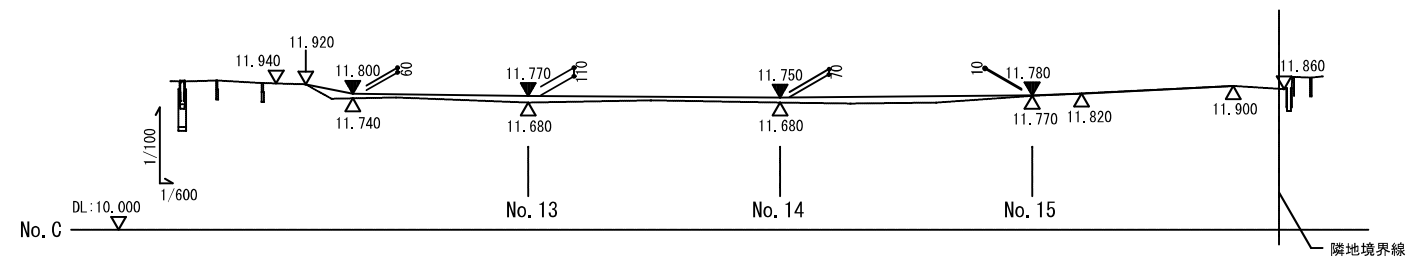
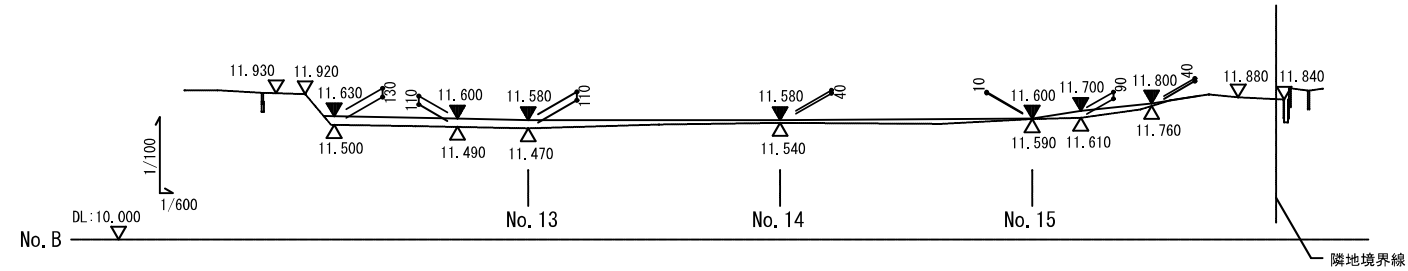
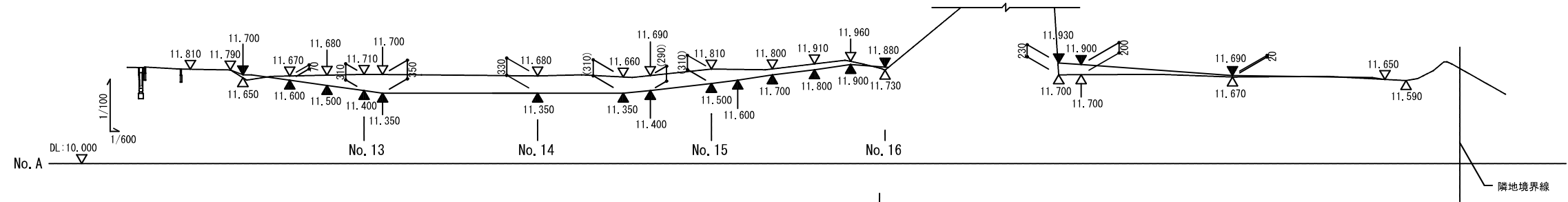
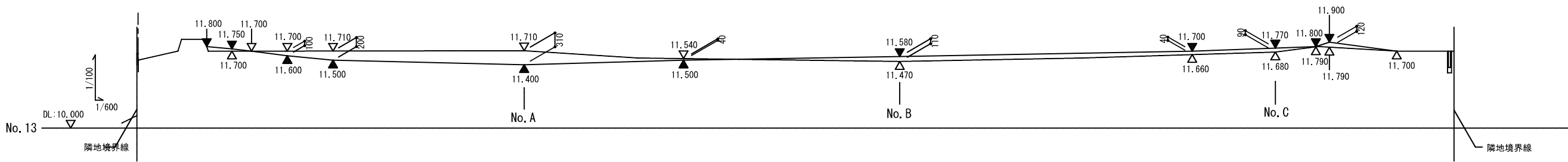
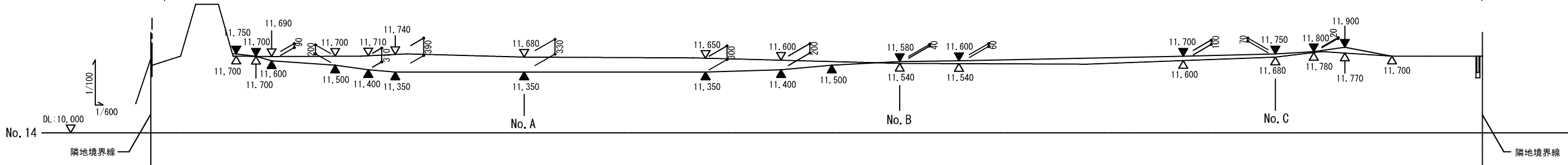
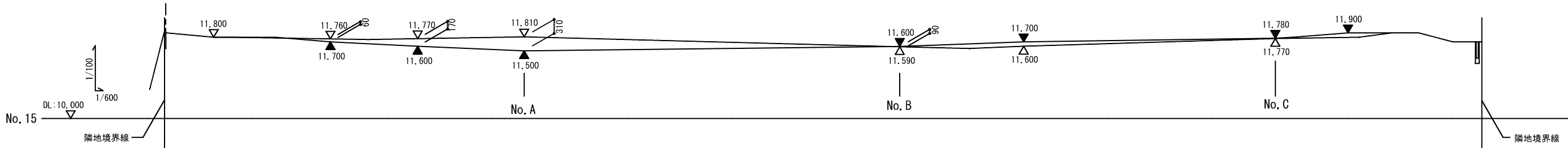
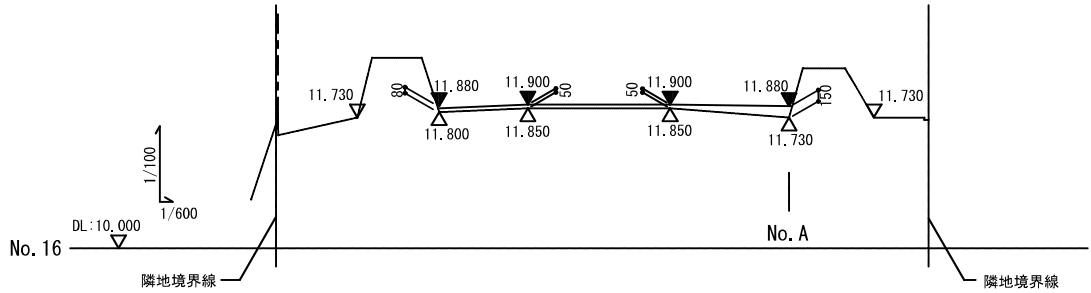


- 特記・凡例
- ※ 1. 図中 00.00は地盤レベルを示し、基準高さはTPとする。
N — 計画高さ
N — 敷地現況地盤高さ
 - ※ 2. 部分は、盛土（切土部分の碎石を再使用して締固め）
 - ※ 3. 周辺部レベルは、特記無き限り現況レベル合わせとする。
 - ※ 4. 工事実施にあたり、現地の状況と図面にレベルの差異を発見した場合、
下記方針に沿って検討・調整の上監督職員に相談の上判断を仰ぐこと。
・エリアK を水下とし、雨水がエリアKに集まるなどらかな勾配とすること。
・全体コストが変動しない範囲で上記調整を行うこと。
 - ※ 5. 現状地盤について（主な構成を示す）
・G±0～-2,000・・・40mmφ程度の礫状コンクリートガラ主体とし、マトリクスは、細～中砂。2φ～30mmφの礫が混入する。
 - ※ 6. 構内表層土を切盛りし、レベル調整の上締固めを行う。（仕上げは現状同等とする）
 - ※ 7. 駐車場区画ライン（ロープ）新設



平面図キープラン





特記・凡例

※ 1. 図中 00.00は地盤レベルを示し、基準高さはTPとする。

- ▼ 計画高さを示す。
- ▽ 敷地現況地盤高さを示す。

※ 2.  ... 整備後地盤面
 ... 整備前地盤面

※ 3. 周辺部レベルは、特記無き限り現況レベル合わせとする。

※ 4. 工事実施にあたり、現地の状況と図面にレベルの差異を発見した場合、下記方針に沿って検討・調整の上監督職員に相談の上判断を仰ぐこと。

- ・エリアK  を水下とし、雨水がエリアKに集まるなだらかな勾配とすること。
- ・全体コストが変動しない範囲で上記調整を行うこと。

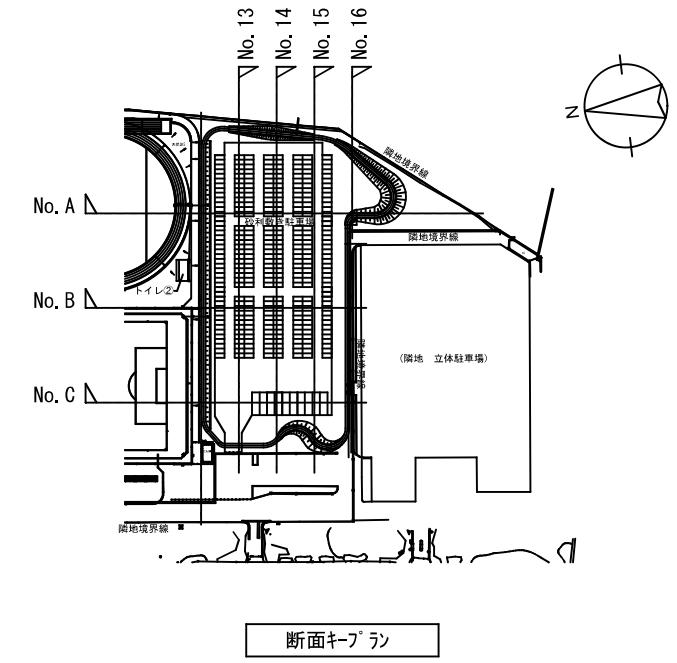
※ 5. 現状地盤について（主な構成を示す）

- ・ 6±0～-2,000・・・40mmの程度の礫状コンクリートガラ主体とし、マトリクスは、細～中砂。2φ～30mm中の礫が混入する。

※ 6. 構内表層土を切盛りし、レベル調整の上締固めを行う。（仕上げは現状同等とする）

※ 7. 駐車場区画ライン（ロープ）新設

※ 8. 横方向縮尺：1/600、縦方向縮尺：1/100とする。



	株式会社NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 九州支店 福岡県知事登録 第1-11482号	一級建築士登録	第 217159 号	山元 徹也	担当	特記	工事名 屋外型トレーニングセンター駐車場等整備工事	図面名 駐車場断面図（整備前後）	図面番号 D - 06	区分 建築
		一級建築士登録	第 号			管理番号		縮尺 A1: 1/50, 300 A3: 1/100, 600	年月日 2025年度	
		一級建築士登録	第 号			5LU121TP1				